

OECD とリカレント教育

本 間 政 雄

(文部省)

1. OECD と CERI

OECD (Organization for Economic Co-operation and Development : 経済協力開発機構) は, OEEC (Organization for European Economic Co-operation : ヨーロッパ経済協力機構) が発展的に改組され, 1961年 9 月に成立した国際機関である。

OECD の目的は,

- (1) 財政金融上の安定を維持しつつ, できるだけ高い経済成長, 雇用の増大, 生活水準の向上を図ること
- (2) 発展途上国の経済成長への寄与 (開発援助)
- (3) 多角的自由貿易の拡大

の 3 つである。

加盟国は, 英・仏・西独などヨーロッパ19か国と, 米・加・豪・ニュージーランド及び日本 (1964年加盟) という太平洋 5 か国の計24か国である。

OECD の目的に即して, 経済政策, 開発援助, 租税など約30の委員会が設けられているが, これらと並んで教育委員会が1970年に設置されている。教育委員会は, 加盟各国の政府代表によって構成され, 「経済及び社会発展

との関連において，加盟各国の教育政策策定を助けるため，情報交換，協力の促進及び決議・勧告の採決を行う」こととされている。

教育委員会設置に先立つ1968年には，各国の教育研究・開発及び教育革新を助ける機関として，OECD加盟24か国にユーゴスラビアをメンバーとしてCERI (Centre for Educational Research and Innovation：教育研究・革新センター) が設けられている。

教育委員会が，各国の教育政策の^{レビュー}審査などを通じて直接的に政策形成に影響を与えようとするのに対し，CERIは先進的・先導的な政策・研究課題や事例をとりあげ，研究を推進し，各国の教育革新に向けての努力に刺激を与えるアプローチをとっている。従って，CERIが現在進めている「教育と新情報技術」，「高等教育の革新」といったプロジェクトへ参加するかどうかは各国の自由な判断に任されており，プロジェクトの進め方などについてもCERI担当者の自由度が大きい。

いずれにしても，教育委員会，CERIともに，教育政策や教育上の課題それ自体を問題にするのではなく，あくまで経済成長と社会発展という大きな枠組の中で教育を政策的な検討，研究の対象とするところが他の教育関係の国際機関，例えばUNESCOと比べた場合の際立った特徴である。

なお，筆者は，1978年9月から2年間，日本人初のプログラム・オフィサーとしてCERIに勤務し，リカレント教育プロジェクトを担当したJarl BengtssonやHans Schützeらが，各国の第一線の教育社会学者や経済学者，行政官をコンサルタントに迎えて生き生きと活動していた状況の中で仕事する機会をもった。本稿の執筆にあたって，この経験が多少とも役立つことを願うものである。

2. 「リカレント教育」の登場

リカレント教育 (recurrent education) という考え方が最初に提唱されたのは，1971年にCERIが刊行した「教育の機会平等」(Equal Educational

Opportunity) においてである。

言うまでもなく、1960年代は、「すべての者に中等教育を」(“Secondary Education for All”) という掛け声の下、OECD 加盟諸国において中等教育、次いで中等後教育の量的拡大が達成された時期であった。中等教育の総合制化策と相まって、この量的拡大が教育機会の平等化をもたらすことが期待された訳だが、現実には必ずしもそうならなかった。勿論、量的拡大とともに、高等教育及びこれにつながる中等学校に進学する恵まれない社会・経済階層の子弟の絶対数こそ増えはしたものの、全体における比率はかえって低下するケースも多く、教育機会における社会・経済的格差はほとんど解消されなかったのである⁽¹⁾。

「教育の機会平等」においては、教育上の機会の平等を図るための施策として、(1)就学前教育の拡充、(2)初等教育段階の補償教育、(3)中等教育段階の総合制教育 (comprehensive education) の3つが有効な政策として挙げられつつも、それぞれが一定の限界をもつことが指摘され、義務教育後段階の重要な政策としてリカレント教育の考え方が提唱されている。すなわち、リカレント教育はその出自からして、まず何よりも教育機会の不平等是正のための政策手段として構想されている。このことは、リカレント教育の概念を理解する上で極めて重要な点である。

「教育の機会平等」において、リカレント教育は、「教育の一部を、人がより成熟する年齢まで延期すること」あるいは「個人の全生涯にわたって教育を受ける機会を分散すること」と説明されている⁽²⁾。かかる教育システムは、教育の機会平等達成に資するばかりでなく、労働市場、社会一般のニーズに適合した人材を養成する上でより柔軟なシステムであり、かつ青少年の時期に長期間にわたって学校という隔離された制度に在籍することからくる社会生活からの遊離を妨げるという点で、既存の教育制度の欠陥を補うものとされている⁽³⁾。

他方、将来の選択可能な教育改革戦略のうち最も有望なものとしつつも、リカレント教育が、教育制度や労働市場にもたらす影響、財政上の負担と

いう問題点などについても既に予備的な考察を行っており，その実現の可能性について楽観的な見通しばかり抱いていた訳ではない。

3. リカレント教育とは

リカレント教育の特徴とそのめざすところが詳細に検討され，整理されたのは，CERIが1973年に公刊した「リカレント教育：生涯学習のための戦略」(Recurrent Education：A Strategy for Life-long Learning)⁽⁴⁾においてである。同書では，まずリカレント教育の理念，主要な特徴，そのめざすところを様々な角度から定義し，次いで既存の教育制度との関連，財政的インプリケーションや労働市場との関連に検討を加え，最後に今後に残されたりリカレント教育に関する計画と研究上の諸課題を挙げている。以下これらの内容を詳述する。

(1) リカレント教育が提唱された背景

既に述べたように，1960年代は中等・中等後教育の量的拡大の時期であった。70年代までに，かかる教育制度の直線的かつ無限に続く延長・拡大が深刻な教育危機をもたらすであろうとの認識が一般的になった。CERIによれば，その理由は次のとおりであった。

まず第一に，落第者・中途退学者といった不適応者の増加という中等教育の“疾患”が見られたこと。

第二に，就学前から高等教育に至る18年間もの長期にわたって青少年を一般社会から隔離することは，青少年の健全な発達あるいは社会の発展にとって望ましいことではないと考えられたこと。

第三に，産業の高度化の急速な進展により，高度の技術を身につけた人材の需要と供給とのミスマッチ，アンバランスが顕著になり，既存の高等教育制度の手直しでは対応が難しくなっていたこと。

第四に，いわゆる成人教育セクターが急速に成長しつつあるが，その多くが学位と無関係な課程を提供するものであるため，教育の機会平等を達

成するのに必ずしも有効ではなかったこと。

第五に、知識の量が加速度的に増える一方、一度獲得した知識の陳腐化が急速に進んでいること。従って、人生の初期に教育を集中させるのでは、世の中の動きや職業上の必要に十分対応できないこと。

最後に、教育の量的拡大により、現在の青少年は前世代の青少年よりはるかに多くの教育機会に恵まれるようになり、両者間の教育機会の不平等、世代間格差が顕著⁽⁵⁾になっていること。

これらを踏まえて提唱されたりカレント教育は、未来に向って増大し続ける教育へのニーズを、生涯の初めの一時期に満たそうとする既存の教育制度の単線的拡張によってではなく、生涯を通じて教育と労働、余暇といった他の活動とを交互に行うシステムをつくることによって満たそうとするところにその本質がある。言い換えれば、既存の教育制度の無限の延長がもたらす歪み、矛盾を解決する政策、戦略としてリカレント教育が構想されたのである。

(2) リカレント教育とは

リカレント教育は、「すべての人に対する、義務教育（または基礎教育）終了後の教育に関する総合的戦略であり、その本質的特徴は、個人の生涯にわたって教育を交互に行うというやり方、すなわち他の諸活動特に労働、レジャー、隠退生活と交互に教育を行うことにある。」と定義⁽⁶⁾されている。

リカレント教育の基礎には、「急激に変化する社会においては、教育は選り抜かれた少数者のみでなく、すべての者にとって生涯を通じて必要である。」という考え方があるが、これは、生涯学習 (life-long learning)、生涯教育 (life-long education) あるいは永久教育 (permanent education) といった理念と基本的に同じである。しかしながら、「学習」が、「生命ある有機体の本質的特質であり、その有機体の生存と進化にとって必要なもの」であり、「すべての生活状況下」すなわち「学校においてのみならず、家庭でも職場でも行われる」のに対し、「教育」は、「組織され、制度化された学習」、「他の諸活動から離れた一定の余暇を、古典的意味の学校を、

さらにはその中で知識、特性、態度、技能が取得される慎重に構築された組織的枠組を予め想定している。」⁽⁷⁾のであって、「学習」は生涯にわたるものであっても、「教育は、(その定義からして)……恒久的または継続的プロセスではあり得ない。」この意味で、「“永久教育”、“生涯にわたる”教育という理念は、生涯教育の機会をいかに実現するか……という点について曖昧にしたままであり、何も言っていないのと同じ」⁽⁸⁾であるとされる。

リカレント教育は、このように永久教育あるいは生涯教育という考え方の矛盾、限界を踏まえた上で、生涯学習社会実現のための現実的、具体的「戦略」として提起されている。そして、総合的戦略としてのリカレント教育は、義務教育（基礎教育）終了後の教育の全部門、いわゆる成人教育セクター、入職してからの現職教育すべてを包含し、これらを統一された政策の枠組の中で位置付けることをめざしている。

このため、リカレント教育の実現には、正規の教育制度は勿論、その他の形態の様々な学習をリカレント教育の原則に沿って再編成することが必要になると同時に、経済・社会政策、労働市場に関する諸政策との調整、さらには「重大な法的、政治的、行政上の変革が必要となる」と⁽⁹⁾されている。

(3) リカレント教育のめざすもの

リカレント教育システムの目的は、個人の発達、機会の平等の達成、職業生活への適応、知識社会への適応という点で、より優れた、より柔軟なシステムを提供することにある。

まず、個人の発達に関しては、人間としての能力、とくに知力の発達が、動機の強さに比例し、またこの動機の強さは個人の社会的・物理的環境に依存するところから、社会に出て実生活を体験してからの方が、新たなそしてたぶんより強い学習の動機を得る可能性が高く、従って人生の中途でも自由に入出りできるリカレント教育システムの方が優れたシステムである。

次に、機会の平等に関しては、リカレント教育システムが、同一世代内

の機会の不平等のみならず、世代間の機会格差の縮小に有効であるとされる。そもそも、リカレント教育が構想された大きな理由の一つが、既存の教育制度の単純な量的拡大が経済・社会階層による教育機会格差の縮小をもたらさなかったという苦い反省にあるのであって、これが目的の一つに挙げられるのはいわば当然であろう。義務教育終了後、人生の後の時期にいつでも上級教育を受ける機会が用意されていれば、(そしてその際には入学、成績評価にあたって言語的、物事を抽象化する能力以外の実際的能力、経験も正当に考慮されるはずであるが、)義務教育は固定的、最終的な能力評価の場ではなくなるであろう。また、ずっと以前に今より短期の、不十分な教育しか受けられなかった成人の世代にも、あらためて教育を受ける機会が用意されるであろう。

第三に、急激な技術革新とこれに伴う産業構造の不断の変化は、人材需要予測に基づくいわゆる人材養成計画(マンパワープランニング)の策定をほとんど不可能にしている。他方、経済・社会の安定的・持続的發展には高度かつ最新の教育・訓練を受けた人材の供給は不可欠である。このような状況に対する対応は、教育サイドにおいては教育年限の延長であり、企業側においては現職教育の拡充であるが、そのいずれも不十分であった。リカレント教育システムは、このような状況に弾力的に対応することを大きな目的の一つとしている。

最後に、社会が急速に知識産業すなわち知識と情報の生産及び分配を行う産業の重要性が増す“知識社会”へと移行しつつある状況において、参加志向型の民主的な社会を実現するためには知識の生産及び分配が少数者によって支配されてはならない。リカレント教育システムは、知識を生産し、これを受容する能力を身につける機会をできるだけ多くの人に与えることを目的の一つとしており、この意味で参加志向型の民主社会の建設に資するものである。

4. リカレント教育実現の条件

既に述べたように，リカレント教育システムの構築には，教育制度とりわけ中等後教育制度の大幅な改革と，財政面，労働市場面での措置，政策調整を必要とする。

(1) 教育制度との関連

人生の後の時期に教育に立ち戻ってくることを可能にするためには，これ迄早期に職業教育を受けて就職していった生徒たちに，より普通教育の要素の強い教育を受けさせなければならない。同時に，これ迄中等教育終了後直ちに高等教育に進学していた生徒たちの中から，いったん職業経験を得てから進学する者も出てくるであろうから，進学を前提として普通中等教育を受けている生徒たちにも基礎的な職業準備教育を施すことが必要になるだろう。要するに，義務教育の上級学年のカリキュラムについて，「普通教育と職業教育の緊密な統合」が必要となるのである。⁽⁹⁹⁾

中等後教育（post-secondary education）に関しては，全面的な再編成が必要とされている。すなわち，伝統的な学生よりも年齢，動機，教育に対する期待，学歴，家庭・職業環境などにおいて，はるかに多様な学生がもつ多様なニーズに対応するに十分な弾力性と多様性が，リカレント化された中等教育後の教育制度に求められるのである。

具体的に言えば，厳格な学年制に基づいて組織された教育システムではなく，「学習者がいつでも学習を始め，いつでもやめることができ」，「（全日制と）等しいステータスと質をもった多様なパート・タイムの課程を含む」教育システムでなければならない。⁽¹⁰⁰⁾ いわゆるユニットやモジュールが，このような弾力的なシステムの例として挙げられている。

リカレント教育と既存の教育制度との関連で重視されている問題に，学生受け入れ方法（admission）と評価の問題がある。「入学の基礎として画一的なアカデミックな枠を設け」たり，「特定のプログラムに入学する際に

厳密な一定の判定基準を設け、これらの基準に合格しなかった志願者は入学が拒否されるという慣行」は、「リカレント教育の理念とは明らかに矛盾する⁽¹²⁾」従って、リカレント教育の実現には、学生受け入れに当って前に受けた教育だけでなく、仕事を通じて、あるいは余暇時間に得られた経験、知識、能力を適正に評価すべきと主張される。さらに、いったん入学した後の成績評価も、「取得した知識より、(問題解決に) 関係のある知識を追求し、これを応用する能力及び利用できる資料を活用する能力」を基準に行うべき、ということになる⁽¹³⁾。

次に、リカレント教育の“利用可能性”(availability)が問題となる。教育システムがリカレント化されても、教育施設がこれまでどおり都市を中心に立地し、昼間の全日制課程ばかりでは実効は期待できない。「学生が教育機関に行くという考え方は、教育機関が学生の方に出かけていく、という考え方によって補完されなければならない⁽¹⁴⁾」のである。様々な形態のパート・タイム学習プログラム、テレビ、ラジオ、ビデオテープなど新しいメディアを利用したプログラムが、リカレント教育の利用可能性を増す具体的な方法として挙げられている。

カリキュラムに関しては、「がっちりと固められた教授・学習ブロックを積み上げた厳格なヒエラルキー的の序列に従って進級していくという制度は、学習者が関心をもっている問題の解決に役立つという点で一貫性を保ちつつも、同時に無限に多様な組み合わせを認める課程という弾力的なシステムにとって代わられるべきである⁽¹⁵⁾。」と主張されている。

(2) 財政問題、教育休暇、労働市場との関連

リカレント教育は、当初から実際的な戦略として構想されており、その経済的・社会的側面についても大きな関心が払われている。

まず財政問題である。

リカレント教育の財政的問題には2種類ある。一つは、教員、施設、設備などリカレント教育を用意するのに必要な経費であり、もう一つは、リカレント教育を受けるのに個人が負担する経費に関するものである。

前者に関しては、リカレント教育の導入が、教育経費を押し上げることは当然であるが、それによる経済効果とか、社会的平等や個人の進歩のための機会が改善されたといった社会的効果を考慮すれば、一概にリカレント教育が高つくつとは言えない、というのがCERIの主張である。

リカレント教育を受けるための費用を誰が負担すべきか、という問題については、受益者負担の考えをとると、リカレント教育がそのために構想された低所得、低学歴の人々が、その恩恵に浴することが期待できなくなるという矛盾が生ずる。彼らにとっては、学費が公費負担となるだけでは不十分であり、学習期間中収入の保障なり、財政的援助があって初めてリカレント教育を受けることが可能になるからである。⁽¹⁶⁾一つの可能性として、すべての国民に例えば16年間の無償教育の権利を与え、これを使い切っていない人がリカレント教育を受けようとする場合には、全面的あるいは部分的な財政援助が受けられることにし、16年を越える人はすべて自己負担にするという方法が示唆されている。⁽¹⁷⁾

リカレント教育に必要な財政負担を誰がどのように負担するかという問題と同じ位重要な問題が、教育を受けるのに必要な時間をいかにして確保するか、そして教育を受けた後の就業をどう保証するか、すなわち教育休暇 (educational leave of absence) の問題である。この点について、CERIは次のように述べている。「リカレント教育が、生産年齢人口を構成する国民の大集団を対象とするようになれば、休暇をとる可能性を高める制度を確立するために相当の努力を払わなければならないだろう。教育休暇の権利を定めた法律をつくるなり、雇用者と被雇用者との間で結ばれる雇用契約に教育休暇の条項を盛り込むことが必要になるだろう。学習を行うための仕事の中断を余儀なくされる場合には、学習が完了した後の再就業について合理的な保証が与えられなければならない。」⁽¹⁸⁾また、こうした教育休暇の権利が、「企業や経済的観点から見て利益になる教育のみに限定されてはならない」し、また高度の技能保持者や高学歴者よりも低度の技能保持者や低学歴者に、「より一層頻繁に、かつより長期の学習機会をフルタイムで

受ける機会が与えられるべき」である。同時に「再就業に関してはより堅固な保証が与えられるべき」と主張されている。要するに、教育休暇は、⁽¹⁹⁾欠けているものを補うという「補償の原則」に基づくべきとされている。

労働市場との関連では、リカレント教育システムが、一定の職業分野の中で地位昇進の可能性を高め、あるいは新しい職業分野への転職を可能にするが、国はこうして生み出される新しい雇用へのニーズを満たすような雇用創出を行うことが求められる。また、リカレント教育システムに労働市場を適合させるプロセスにおいて、労働組合の積極的なイニシアチブが⁽²⁰⁾求められる、とされる。

(3) リカレント教育に必要な計画、研究

既存の教育システムをリカレント教育システムに変革することは、「広汎かつ野心的な企画」であり、「教育政策及びこれに関連する社会・経済政策のこのような大転換」は、「今までの教育計画、教育政策、教育改革において企てられたいかなるものよりもはるかに巨大なものであり」、「長期の計画と政策見通しによって初めて達成可能であり」、「研究・開発の面で周到な準備を必要とする。」⁽²¹⁾

こうした前提に立って、CERI は、教育分野に関しては、

- a) 個人の生涯にわたるパースペクティブから見た学習プロセス
- b) 異なった年齢層、社会集団ごとの教育に対する需要と供給の関係
- c) 学生受け入れ規則、学位、資格証明書の性格と機能

について、そして社会・経済の分野では、

- a) リカレント教育に必要な人的、物的リソースと財源
- b) リカレント教育と労働市場の相互作用
- c) リカレント教育が企業レベルでどのような影響を与え、調整を必要とするか

といった諸点について、今後の研究が必要であるとしている。

5. リカレント教育その後

リカレント教育は、その具体性と経済的・社会的インパクトまで視野に入れた現実的配慮故に、それ迄の単線的な教育の拡張路線に行き詰まりを感じていた OECD 各国に大きな政策的影響を与えた。CERI 自身の言葉を借りれば、「リカレント教育は、……未来の教育システムの開発にとって…最も興味深い、最も将来性のある選 択 肢^{②3}に急速になりつつあった。」^{②2}のである。我が国でも、この報告書の重要性が直ちに認識され、文部省の手によって直ちに邦訳・刊行され^{②3}、その後 CERI が OECD 各国の有志に呼びかけた各国のリカレント教育の状況についてのカントリーレポート作成の呼びかけにも積極的に応じている^{②4}。

CERI は、1975年に刊行した「リカレント教育：動向と課題」(“Recurrent Education : Trends and Issues”)の中で、「リカレント教育：生涯学習のための戦略」で明らかにされた諸課題を、それ迄に顕著になっていた OECD 各国のリカレント教育を志向した政策や改革を踏まえて更に検討を加えた。

同報告書では、正規の教育システムと労働市場双方でリカレント教育に向かって顕著な動きがあるとしながらも、両者の連携が余りとれていないと指摘して、今後リカレント教育が更に普及し、限られた資源が有効に活用される条件として次のような課題を挙げている。

- a) 教育、労働、社会政策を担当する各省庁、財界、労働組合、教育機関、研究者を網羅した「リカレント教育委員会」を設けて、政策の総合調整を図ること。
- b) 現行の教育予算を分析し、青年と成人の教育に振り向けられている予算の比率を可能な限り明らかにすること。その上で、「積極的差別」(positive discrimination)の原則に基づいて、この配分比を変えること。
- c) リカレント教育を受けるのに直接必要な費用及び仕事を中断するこ

とによって失う収入をカバーする奨学金や利息率が将来の収入増によって変動する有利子貸与奨学金を導入し、低学歴の人ほど有利な扱いをすること。

- d) 義務教育段階では、選別→コース別分化を止め、共通のコア・カリキュラムに基づく教育を行うほか、ガイダンスサービスを拡充し、教育を人生の後の時期で受けるよう奨励すること。また、勤労体験プログラムを拡大して、どの年齢層もそれに参加できるようにすること。さらに、16～19歳人口の教育予算の概ね10%を、この年齢層で最低年限の教育だけを受けて学校を離れていく者の教育に振り向けること。
- e) 学生受け入れ基準を全面的に見直し、年齢と職業経験を基準に中等学校教育機関の定員の一定割合を成人学生に留保するクォータ・システムを拡張すること。
- f) 義務教育後教育レベルの新しい顧客のニーズに適切に応えられるよう、教員や事務方の（再）教育のための施設や機会を設けること。また、各職場にカウンセラーを置き、教育を受ける権利や具体的な教育機会について啓発すること。

同報告書は、さらに各国の今後のリカレント教育の動向を把握するため、次のようなフレームワーク（チェック・リスト）を提案した。

(1) 既存の教育機会についての情報

課程については、修学期間、入学に要する資格、修業に当って授与される証書、直接・間接に必要な費用に対する財政援助の利用可能性及び教員スタッフ。

学生については、年齢、性別、社会階層別に、次のデータ。

- a) 教育省管轄の正規の学校教育。（デイ/ブロック休暇²⁸⁾、サンドイッチ・コース、勤労体験プログラム、モジュラー・コース、成人学生など特別のグループを対象とした特別規程）
- b) 労働省傘下の訓練施設。（現職教育、基礎学力トレーニング、キャリア・トレーニング、再雇用訓練）

- c) 上記2種のカテゴリーに俄かには分類し難い労働組合の手による教育など。

(2) 政策の動向

予算については、青少年教育と成人教育への配分比率、リカレント教育に向けての各種イニシアティブに直接支出された予算、学生が教育と仕事を交互に行うよう奨励するインセンティブ予算。

先導的試行については、リカレント教育の受け皿となる教育機関の新設、既存の教育機関の改革、課程編成・学生受け入れ方法・カリキュラム開発・教育技術に関する革新、教育休暇やマンパワー政策の一環としての企業内教育を振興するためのプログラムの動向、広報活動 (outreach activities) など。

機会の平等については、教育達成度、就職機会などに関してどのような改善が見られたか。

各教育機関の連携の改善がどの程度図られたか。

CERI の呼びかけに応え、我が国を含む12か国がこのフレームワークを踏まえて各国におけるリカレント教育をめぐる現状と課題をまとめたカンントリー・レポートを作成した²⁰。幾つかの国では、ナショナル・セミナーを開催し、それぞれの国のリカレント教育の課題について討議を行った。一方、CERI ではこれらを集大成し、今後の展望を明らかにするため、1977年にリカレント教育に関する国際会議を招集している。

リカレント教育に関するカンントリー・レポートは、各国の事情を反映して多様・多彩な内容となっているが、ここではスウェーデンと西独のレポートの目次を参考までに掲げておこう。

スウェーデンのカントリー・レポート ("The Swedish View of Recurrent Education")

1. 序
2. リカレント教育のより明解な理解に向けて
3. リカレント教育の諸目的

- 1) 平等に関する目的
- 2) 労働市場に関する目的
- 3) 共通の価値体系に関する目的
- 4) 教育上の目的
4. リカレント教育実施の上での問題領域
 - 1) 中等学校における変化
 - 2) 学生受け入れ基準上の変化
 - 3) 教育資源の配分と“出前”(out-reach)教育活動
 - 4) リカレント教育システムにおける学習活動の財政負担
 - 5) 正規教育と非正規教育の関係
5. 現在の状況に関する幾つかの考察

西独のカントリー・レポート

(“Recurrent Education in the Federal Republic of Germany”)

1. 西独の現行教育制度におけるリカレント教育的要素
 - 1) 教育目的の休暇 (Bildungsurlaub)
 - 関係法令
 - 労働協約
 - (tariff agreements)
 - 行政規則
 - 2) 公的資金の供給
 - 労働振興法
 - 成人教育に関する州法
2. 西独における教育制度再編成計画
 - 1) 概説
 - 2) 教育目的の休暇
 - 3) 公的資金
 - 労働振興法の見直し
 - 成人教育に関する州法案

3. 教育制度の未来

さて、この間、リカレント教育の実現には、教育休暇に関する改革が不可欠との認識をもった CERI は、この問題に詳細に検討を加え、「教育休暇の進展」(“Developments in Educational Leave of Absence”, 1976年) 及び「勤労と教育の交互制：企業レベルにおける教育休暇の研究」(“Alternation Between Work and Education : A Study of Educational Leave of Absence at Enterprise Level”, 1978年) という 2 冊の報告書をそれぞれ公刊している。

前者は、ベルギー、デンマーク、フランス、西独、英国、スウェーデン、米国など10か国の教育休暇の状況を比較分析した上、教育休暇が権利として認められている国と、雇用者の方から言い出さない限り教育休暇の認められない国という 2 つのカテゴリーがあることを明らかにした。後者の報告書では、英・米・独・伊などの官営・民間企業における教育休暇の状況が明らかにされている。

これらを踏まえて、OECD は、以後の検討の対象を、①成人の教育への参加を奨励する、あるいは妨害する要素、②リカレント教育と職業との関係、とくに職場における労働者の参加を強化するために教育がなし得ること及び③リカレント教育の財政負担に絞った。

①に関しては、「成人の学習機会」(“Learning Opportunities for Adults”)と題して、第1巻総論、第2巻「新しい制度、プログラム、方法」、第3巻「非参加の問題」、第4巻「成人教育への参加」、第5巻「不利な立場にある人々に対するアクセスの拡大」とい5冊の報告書が1977年から1979年迄の間に公けにされた。第2巻から第5巻までは、主に各国のケース・スタディによって構成されている。

このシリーズの延長線上にあるのが、CERI が1987年に刊行した「高等教育における成人学生」(“Adults in Higher Education”)である。これは、成人の高等教育参加を促進するための財政上・制度上の施策、継続教育機関の役割及び非伝統型高等教育に関する革新(新しいテクノロジーの影響)

の3点に焦点をあてて、我が国を含む英・米・仏・西独・スウェーデンなど11か国の高等教育が拡大を続ける成人の学習要求にいかに対応しているか、その問題点は何かなどを詳細に研究したものである。

上記の②、③に関しては、1986年に CERI が刊行した「リカレント教育再訪」(“Recurrent Education Revisited”) で扱われている。

6. リカレント教育—失敗か成功か？

リカレント教育の戦略としての評価はどうであろうか。CERI 自身の評価は、上記「リカレント教育再訪」の中で行われている²⁹⁾。それによると、リカレント教育が提唱されてから15年間に教育の分野で起きたことは、正規の学校教育の単線的拡大(いわゆるフロント・エンド・モデル、義務教育年限の延長、在学期間の長期化など)であり、成人教育予算の削減であったが、これは増大する失業率に恐れをなして、多くの若者が少しでも高い学歴を求めようとした結果であって、ある意味では仕方のないことであった。むしろ、同時に増大するリカレント学習の要求に対して、様々な教育機関が学習形態、入学基準の革新によって応えてきたことの方が注目すべきことであり、リカレント教育に向って着実に進展が見られる。遠隔教育など非伝統的な教育機会も増加する一方、多くの国で教育休暇制度が採用されてきている。

他方、リカレント教育は同時に「リカレント就労」を意味する訳だが、その実現には、義務教育修了後直ちに就職を希望する者のために職が十分あること、リカレント教育を受ければ、それに見合った昇進や昇給が見込まれることといった条件が必要である。しかし、15年間の現実を見ると、これらの条件が満たされたというには程遠い状況である。

しかしながら、OECD は、科学技術とりわけコンピュータの急速な発展、応用が、自由時間の増大を招き、誰もがコンピュータ・リタラシーと呼ばれる新しい知識・技能を習得する必要性を生み出すことから、リカレント

教育の有効性は依然として変わらず，時代の進展とともにますます時代の要請に合致するようになる，と自信をもって言い切っている。

OECD は，中等教育，中等後教育の革新，教育と労働との関係等について，多かれ少なかれリカレント教育的視点から引き続き検討を行っているので，いずれ改めてリカレント教育の総合的評価がなされるものと思われる。

資料 OECD のリカレント教育関係出版物一覧

1. Equal Educational Opportunity : A Statement of the Problem, with Special Referenc to Recurrent Education (CERI), 1971年, 47頁。
2. Recurrent Education : A Strategy for Life-long Learning (CERI), 1973年, 91頁。
3. Recurrent Education : Policy and Development in OECD Countries (CERI) 次の13分冊より構成。
 - (1) Recurrent Education in the Federal Republic of Germany (Rudolph, H.), 1972年, 46頁。
 - (2) Recurrent Education in the State of New York (Reagan, P. F. et al.), 1972年, 40頁。
 - (3) Recurrent Education in Norway (Dalin, A.), 1972年, 43頁。
 - (4) The Swedish View of Recurrent Education (Bengtsson, J.), 1972年, 23頁。
 - (5) Recurrent Education in Yugoslavia, 1972年, 52頁。
 - (6) Recurrent Education in Australia (Duke,C.), 1974年, 93頁。
 - (7) Recurrent Education in the United Kingdom (Cantor, L. M.), 1974年, 27頁。
 - (8) Recurrent Education in New Zealand (Renwick, W. L.), 1975年, 43頁。
 - (9) Recurrent Education in Denmark (Hansen, B.), 1976年, 33頁。
 - (10) Recurrent Education in France (Belorgey, J. M.), 1976年, 30頁。
 - (11) Recurrent Education in Switzerland (Bottani, N. et al.), 1976年, 114頁。
 - (12) Recurrent Education in Japan, 1976年, 59頁。
 - (13) National Seminars on Recurrent Education, Austria, 1977年, 60頁。
4. Recurrent Education : Trends and Issues (CERI), 1975年, 58頁。
5. Developments in Educational Leave of Absence (CERI), 1976年, 237頁。
6. Alteration between Work and Education. A Study of Educational Leave of

- Absence at Enterprise Level (CERI), 1978年, 97頁。
7. Comprehensive Policies for Adult Education, 1976年, 35頁。
 8. Learning Opportunities for Adult Education 次の5分冊より構成。
 - (1) General Report, 1977年, 81頁。
 - (2) New Structures, Programmes and Methods, 1979年, 204頁。
 - (3) The Non-Participation Issue, 1979年, 208頁。
 - (4) Participation in Adult Education, 1977年, 440頁。
 - (5) Widening Access for the Disadvantaged, 1981年, 250頁。
 9. Recurrent Education Revisited (CERI), 1986年, 148頁。
 10. Adults in Higher Education (CERI), 1987年, 114頁。

(注)

1. OECD, CERI, “Equal Educational Opportunity”, 1971, 15p.
2. Op. Cit., 24p, 8p.
3. Op. Cit., 36-38pp.
4. 邦訳 文部省大臣官房「リカレント教育——生涯学習のための戦略——」(昭和49年3月, 教育調査第88集)
5. OECD, CERI, “Recurrent Education : A Strategy for Life-long Learning, 1973, 8-10pp.
6. Op. Cit., 24p.
7. Op. Cit., 17-18p.
8. Op. Cit., 18p.
9. Op. Cit., 22p.
10. Op. Cit., 52p.
11. Op. Cit., 55-56p.
12. Op. Cit., 58p.
13. Op. Cit., 58p.
14. Op. Cit., 59p.
15. Op. Cit., 63p.
16. Op. Cit., 69p.
17. Op. Cit., 70p.
18. Op. Cit., 70p.
19. Op. Cit., 71p.

178 特集 諸外国の生涯教育—理念，現状，展望—

20. Op. Cit., 72p.
21. Op. Cit., 88-89p.
22. CERI, “Recurrent Education —Japan”, 1976, 5p.
23. 文部省大臣官房「リカレント教育——生涯学習のための戦略——」教育調査第88集，昭和49年3月。
24. ただし，当時文部省社会教育官の諸岡和房氏の執筆になる同報告書は，当時の社会教育行政とその背景の記述が中心であった。
25. OECD, CERI, “Recurrent Education : Trends and Issues”, 1975, 40-47p.
26. 日又は数日（週）の単位の休暇により，学習を行う形態。
27. CERI, “Trends and Issues”, 57-58p.
28. 末尾に付した「OECD のリカレント教育関係出版物一覧」を参照のこと。
29. “Recurrent Education Revisited”, 2-9p.